

住宅分野のIoTデータ活用ガイドラインまとまる

◆JEITAがスマートホームのデータ活用とプライバシー保護の指針を策定

2023年3月、電子情報技術産業協会（JEITA）は、「[スマートホームIoTデータプライバシーガイドライン](#)」を公開した。住宅分野では、常時インターネットに接続するIoT家電や住設備機器などを設置したスマートホームが普及しつつある。ガイドラインは、住宅でIoT機器を利用することで収集・活用される生活データについて、プライバシー保護の観点から事業者が講ずべき措置をまとめている。

住宅関連のIoT機器は、家電（エアコン、冷蔵庫、電子調理器具など）、設備機器（電動シャッター、インターホン、風呂・トイレなど）、HEMS（家庭用エネルギー管理システム）機器、電気・ガス・水道のスマートメータ、家庭用ヘルスケア機器（体重・体組成計など）といった幅広い分野に広がっている。各機器で収集される生活データのなかには、映像や音声など、個人の識別が可能な個人情報保護法の対象となりうるデータもある。一方で法的保護義務の対象外であるが、個人の活動時間帯や生活志向の推測ができるなど、利用者のプライバシーに関わるデータも多くあり、個人の権利や利益の侵害が懸念されていた。消費者が安心してIoT機器を利用し、生活データを預けることができるよう、ガイドラインは、法的な保護義務のない生活データも対象としている。

◆IoT機器で収集されるデータを10種類、利用目的を8種類に分類

ガイドラインは、どのような機器から、どのようなデータが収集され、プライバシー情報を知り得るかという観点から、データを10種類に分類している。

【スマートホームIoTデータ データ分類カテゴリ】

#	カテゴリ名	内容説明	対象データの具体例
1	映像音声	個人識別可能なカメラ映像、マイク音声など	宅内モニタ映像、ドアホン集音、エアコン熱画像
2	健康情報	体重や血圧など、個人の健康データ	体重計計測値、血圧計計測値
3	扉窓開閉状態	住宅開口部の開閉状態が判るデータ	窓センサ、電子錠開閉状態
4	生活リズム	宅内での生活行動が判るデータ	炊飯器予約時間、トイレ人感センサ
5	不在状態	住人の在・不在が判るデータ	冷蔵庫開閉、照明ON/OFF
6	生活志向	衣食住の生活スタイルや嗜好が判るデータ	電子レンジメニュー選択、湯温設定
7	家族構成	住人の人数や子供の有無などが判るデータ	チャイルドロック、洗濯機メニュー
8	地域特定	住居の場所（地域）が特定できるデータ	室外気温、電波状態（SSID）
9	故障診断	機器そのものの状態が推定できるデータ	モータ回転数、機器内部温度
10	個体特定	個別の機器を特定できる情報	IPアドレス、MACアドレス

（出所）スマートホームIoTデータプライバシーガイドライン JEITA スマートホーム部会 2023年3月

例えば、モニター機器からは、個人識別可能な映像音声データ、体重や血圧計からは、個人の健康データが収集される。照明のON/OFFや操作履歴の蓄積データから、住人の在不在状態や活動時間帯などが推測できる。調理や家事家電の操作履歴から、状態や行動などの生活リズム、家族構成などの情報が判る。

利用目的については、収集したデータ分析などの業務委託する第三者へのデータ提供の有無別に「カスタマーサポート」、「製品の開発・分析」、「商品・サービスのプロモーション」などの8つを挙げている。同じデータであっても、利用目的によって、消費者のデータ提供の意向は異なってくる。取得データの種類と利用目的の2つの要素を踏まえたルール作りが必要となる。

◆データを扱う事業者向けの3つのルール

ガイドラインは、データの取り扱いについて3つのルールを提示している。

1つは、「通知・公表・説明」のルールで、取得から廃棄までのデータのライフサイクル全般にわたり、消費者に示すべき6項目（①同意の取得②用語の説明③対象データ④利用目的⑤業務委託⑥共同利用）を紹介している。次の「同意取得」では、同意取得が必要なタイミングと取得方法を挙げている。3つめの「自己コントロール性」は、消費者自身がデータの開示、訂正・追加・削除などをコントロールできる仕組みの提供である。ガイドラインは、この3つのルールをもとに事業者が、商品やサービスの利用規約などを作成することを想定している。

◆プライバシーに関わる生活データの取り扱いが増える

スマートホームのIoT機器の通信規格であるエコーネットライトを搭載する機器類の累計出荷台数は、21年の時点で、約1億2,000万台に達しており、スマートメータやエアコン、給湯器、太陽光発電といった省エネ・創エネなどのエネルギー管理を目的とした機器が大半を占めている。

今後は、超高齢化や単身世帯化の進展にともない、ヘルスケア分野、高齢者の見守り、住宅の防犯セキュリティといった、プライバシー関与が高い分野での新たなサービスの需要が高まることが予想される。新市場の形成と活性化のためには、消費者が安心してデータを預けることができる環境を整えることが欠かせない。ガイドラインは、具体的な方向性と施策を示している。 【新井佳美】